選挙管理委員会会議録

1	会議名	令和6年第12回長岡市選挙管理委員会
2	開催日時	令和6年10月3日 (木曜日)
		午後4時30分から午後5時20分まで
3	開催場所	さいわいプラザ5階 旧介護認定室
4	出席者	(委員) 鷲尾 純一 委員長
		高橋 惠子 委員長職務代理者
		波多 文子 委員
		上原一晚人一委員
		(事務局) 青柳事務局長 綿貫次長
		田村庶務担当係長安達選挙担当係長
5	欠席者	なし
6	会議に付した事項	(1)報告
		長岡市長選挙 期日前投票管理者打合せ会議
		長岡市長選挙 告示日・立候補受付
		・長岡市長選挙 選挙公報掲載順序くじ
		・長岡市長選挙 氏名等掲示順序くじ
		・長岡市長選挙 期日前投票(不在者投票)開始(~10月5日)
		・首相が衆議院の解散を表明
		・長岡市長選挙 選挙公報新聞折込み
		・長岡市長選挙 開票審査班打合せ会議
		(2) 議案
		衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る議案
		(第 58 号~第 74 号)
		第58号 開票管理者の選任について
		第59号 開票管理者職務代理者の選任について
		第60号 開票の場所及び日時について
		第61号 選挙人名簿の登録の移替えの延期について
		第62号 期日前投票所を設ける場所等について
		第63号 在外選挙人が期日前投票を行う期日前投票所の指
		定について
		第64号 期日前投票所における投票の順序について

	第65号 不在者投票を記載する場所等について
	第66号 投票区の投票所を設ける場所について
	第67号 投票所閉鎖時刻の変更について
	第68号 投票所における投票の順序について
	第69号 投票記載所等の氏名等の掲示の順序を定めるくじ
	について
	第70号 開票立会人を定めるくじについて
	第71号 ポスター掲示場の設置について
	第72号 投票所入場券の様式について
	第73号 選挙公報及び審査公報の新聞折込みについて
	第74号 投票管理者及び同職務代理者の選任について
	(3)協議
	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る事項
	・委員の日程について
	・基本的事項について
	・投・開票関係のプレス対応について
	・臨時啓発事業計画について
	・期日前投票所レイアウト(案)について
7 会議結果の概要	議案第58号から第74号まで
	原案のとおり決定
8 会議の経過	
委員長	ただいまから、令和6年第12回長岡市選挙管理委員会を開催す
	る。報告事項の説明を求める。
事務局長	報告事項を説明
委員長	衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に係る議案に
	ついて、議案第58号及び第59号を議題とする。説明を求める。
選挙担当係長	議案第58号及び第59号については、鷲尾委員長と髙橋委員長職
	務代理が関係する議案となることから、地方自治法第189条第2項
	の規定により、その委員が審議に参与できない。関係する委員は、
	通常、排斥により退席となるが、選挙にかかる定例議案であるの
	で、他の委員の了承により、審議に加わらず同席のままで審議を
	進めてよいか。
	(「異議なし」と呼ぶ者あり)
選挙担当係長	了承されたので、鷲尾委員長の関係する部分について審議をす
	る。
	この審議においては、鷲尾委員長が関係する議案となることか
	ら、議長を髙橋委員長職務代理からお願いする。
職務代理者	鷲尾委員長に関係する部分についてを議題とする。説明を求め

選挙担当係長

鷲尾委員長に関する部分を説明

職務代理者

質疑、意見はないか。

職務代理者

(「なし」と呼ぶ者あり) 鷲尾委員長に関係する部分について、原案のとおり決すること

に意義ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

職務代理者

鷲尾委員長に関係する部分は、原案のとおり決した。

選挙担当係長

鷲尾委員長に関係する部分が終了したので、議長を鷲尾委員長 に交代する。

それでは、髙橋委員長職務代理に関係する部分について審議す

委員長

この審議においては、髙橋委員長職務代理が関係する議案とな ることから、髙橋委員長職務代理は審議に加わらないこととなる。

髙橋委員長職務代理に関係する部分についてを議題とする。説 明を求める。

選挙担当係長

髙橋委員長職務代理に関する部分を説明

委員長

質疑、意見はないか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

髙橋委員長職務代理に関係する部分について、原案のとおり決

することに意義ないか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

髙橋委員長職務代理に関係する部分は、原案のとおり決した。

選挙担当係長

髙橋委員長職務代理に関係する部分の審議が終了したので、髙

議案第60号から第74号までを一括で議題とする。説明を求める。

橋委員長職務代理は議案審議に参加する。

議案第60号から第74号までを説明

委員長

選挙担当係長、庶務担

当係長

質疑、意見はないか。

委員長

(「なし」と呼ぶ者あり)

委員長

議案第60号から第74号まで、原案のとおり決することに意義な いか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

委員長

議案第60号から第74号まで、原案のとおり決した。

委員長

協議事項の説明を求める。

事務局長、次長、庶務

協議事項を説明

担当係長

委員長	これにて、令和6年第12回長岡市選挙管理委員会を閉会する。
	長岡市選挙管理委員会規程第11条第2項の規定により、ここに署名する。
	委員長